第116号
PIWU
２０２２年５月１日

郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS

● 発　　行 ●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　　田中　孝史
〒104－0031
中央区京橋 3-6-3
京橋通郵便局 5F

毎日身体がボロボロだ 土曜日配達廃止から半年

昨年１０月に実施された土曜日配達廃止から半年が過ぎました。２月には翌配体制の見直しで深夜労働削減、期間雇用社員は深夜から昼間帯への移動等によって大幅な減収になっています。会社は「働き方改革」としていますが、現場では「働き方改悪」という声あがっています。

集配部からの声

○週に６日配達していたのが５日なった分、一日の配達量が増えることになった。一日の配達量が増えているのに必要な人員を増やしていないし、増区もしていないから毎日残業だ。全くいいことない。

○以前は休憩時間に入る前に帰ってきて昼食を食べていたけども、今は午前中に持ち出した分を終えてから帰るようにしている。そうしないと午後からの配達に影響してしまう。昼食はとらないし、休憩時間をとっている人が○局にはほとんどいない。

○月曜日は８時出勤で夜８時までかかったことがあった。欠員の補充もしていないので、日勤、夜勤の通し勤務も行われている。

○土曜日配達廃止はいいことだと思っていたけども、必要な人員が配置されてないから大変だ。

郵便部に働く 非正規社員の声

○深夜専門で働いていたのが日勤になったことから、深夜割増賃金がなくなった。だから月２万円以上減収になった。

○深夜をやっていた人は減収になるので長年勤務していた人の中には何人も辞めていった。

現場の声を聞いた働き方改革を

このように土曜日配達廃止で集配職場は労働強化、郵便部は勤務形態の変更から減収の実態です。

「働き方改革」というのなら業務量に必要な人員の配置、必要な増区を行うこと、郵便部では減収を緩和させる形の勤務形態をすすめていくべきです。

「必要なところには必要な人員の配置を」の声を大きくしていこう。

郵政２０条裁判の日程

５月１２日（木）郵政２０条集団訴訟
東京地裁５１０号法廷１０時
６月　６日（木）郵政２０条追加訴訟
東京地裁６３１号法廷１４時